

徳島県告示第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があつたので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

飯尾川堰土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	岸本泰治	岸本泰治	徳島市国府町府中六〇四―七
同	朝田三郎	朝田三郎	芝原字神楽免七二―一―二
同	渡邊増之	渡邊増之	不動西町一丁目四六一
同	七條和之	七條和之	国府町東黒田字桜ノ本八七
同	久次米孝司	久次米孝司	不動北町一丁目九
同	大寺信和	大寺信和	不動北町二丁目二一〇六一
同	久米勝		不動西町三丁目七七七
同	鎌田健		不動西町四丁目二二八
同	大原章弘	大原章弘	不動東町四丁目六八二
同	高井邦博		不動東町五丁目一四三
同	長尾茂雄	長尾茂雄	国府町井戸字左ヶ池二―二
同	西口秀信		花園五四二
同	出口義昭	出口義昭	川原田二八二
同	伊川幸治	伊川幸治	芝原字野神一二九―一
同	赤川勉	赤川勉	字橋本一五
同	前川久	前川久	字寺地二二
同		久米裕	不動西町三丁目八〇一
同		井原一成	不動西町四丁目二三一九―一
同		仲野真史	不動東町五丁目七二〇―一
同		松内豊次	国府町花園四八七
監事	近藤昭文	近藤昭文	西黒田字東傍示九三―一
同	野口芳久		花園四六二
同	橋本勝	橋本勝	東黒田字榎島九三
同		桂 慎一	花園三四三